

社会福祉法人けやき福祉会 役員の報酬等の支給の基準

(目 的)

第1条 この基準は、社会福祉法人けやき福祉会（以下「本法人」という。）定款第21条の規程に基づき、本法人の役員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(役 員)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(2) 非常勤の理事とは、理事のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、第4条のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬は支給しない。

(報酬の額)

第4条 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席や監査など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費 用)

第6条 役員が職務の遂行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公 表)

第7条 本法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この基準は、平成29年7月23日から施行する。
2. この基準は、平成30年4月1日から施行する。
3. この基準は、平成31年4月1日から施行する。
4. この基準は、令和2年6月26日から施行する。
5. この基準は、令和3年6月3日から施行する。

(1) 但し、令和3年度は、役員報酬は、支給しないものとする。